

義務履行証明書に関する事務取扱要領

(趣旨)

1. 「義務履行証明書」とは、石垣市に対する税や使用料等における滞納がないことを証明するものであり、市発注工事の入札に参加する際や市民が行政サービスを受ける際に提出が義務づけられてきた。

しかしながら、義務履行証明書における証明事項は、個人情報に該当し、発行事務を取り扱う職員には、守秘義務が課せられている。

一方において、義務履行証明書発行における市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るため、証明箇所のワンストップ化が求められている。

そこで、個人情報の保護を図りながら、義務履行証明書のワンストップ化サービスを適切に行うため、この要領を定める。

(守秘義務)

2. 地方公務員は、地方公務員法において、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとされ、その違反に対しては1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処するとされている。(地方公務員法第34条第1項、第60条第2号)

これに加え、地方税法においては、地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知りえた秘密を漏らし、又は窃用した場合には2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされ、更に罰則が重くなっている。(地方税法第22条)

石垣市においては、石垣市個人情報保護条例により、実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないと定められている。(石垣市個人情報保護条例第3条第2項)

従って、義務履行証明書に係る証明事項については、守秘義務の観点から、その取扱いに留意する必要がある。

(本人による申請)

3. 義務履行証明書(様式1)により発行する。

(1) 個人の場合

本人確認は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書、沖縄県離島住民割引カード等による確認を原則とする。

例外として、聴聞による本人確認、預金通帳、キャッシュカード等による本人確認も可能である。

申請者本人と同様に扱うことが可能な者は、本人と生計を一つにする同居の配偶者及び親族である。通常は、本人の承諾があったものと推定されるので、本人の場合と同様の確認をする。

電子申請の場合、申請者は本人に限る。

(2) 法人の場合

社印又は代表者印の押印があれば、本人確認を要しない。

電子申請の場合、社印又は代表者印の押印がされた様式 1 を添付して頂く。

(代理人による申請)

4. 本人からの委任状（様式 2）を要する。

代理人の本人確認は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書、沖縄県離島住民割引カード等による確認を原則とする。例外として、聴聞による本人確認、預金通帳、キャッシュカード等による本人確認も可能である。

(有効期間)

5. 義務履行証明書の有効期間は、証明日より 1 カ月とする。

(コピーの取扱)

6. 有効期間内であれば、義務履行証明書のコピーでの提出も可とする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 3 月 18 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 8 月 12 日から施行する。